

旧遷喬尋常小学校の魅力発信と担い手育成業務仕様書

1 事業名称

旧遷喬尋常小学校の魅力発信と担い手育成業務

2 事業目的

旧遷喬尋常小学校校舎は、市民の意見を踏まえながら「旧遷喬尋常小学校校舎保存活用計画」を策定し、国の重要文化財である校舎を未来につなぐための取り組みを行っていくことが決定した。

今後、改修工事等を行い、旧遷喬尋常小学校が使用できない期間が5年程度になると考えられており、その後建物の活用を行っていくためには、今のうちに次の担い手を育てていくことが必要不可欠である。

担い手を育てていくために、市内外の方に、旧遷喬尋常小学校校舎の魅力を知ってもらうとともに、旧遷喬尋常小学校校舎の利活用に関わるコミュニティ（真庭市内の団体等）の活動を知り、関心を高めてもらうための取り組みを行う。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務概要

受託者は、本市と十分に協議しながら、以下の業務を行うこと。

●旧遷喬尋常小学校校舎等を活用したイベントの実施

旧遷喬尋常小学校校舎内及びグラウンドを活用し、参加者に旧遷喬尋常小学校校舎の魅力に触れてもらうイベントを実施すること。イベントを実施するにあたっては、真庭市内の団体等と連携し、企画や運営を行うこと。

※真庭市内の団体等との会議を3回以上行うこと。

※イベントの開催期間は1日間とする。

※イベントの開催は、秋頃の旧遷喬尋常小学校内及びグラウンドの空き状況を確認し、最適な日を選定すること。

※イベントのターゲット設定、実施内容等は基本的に自由とする。

●旧遷喬尋常小学校校舎の魅力を発信するためのプロモーション

上記イベントのプロモーションを含め、旧遷喬尋常小学校校舎の魅力を市内

外に届けるための情報発信を行う。

ア) 岡山県内の情報誌を活用したプロモーション

岡山県内の魅力を伝え続けている情報誌に、旧遷喬尋常小学校校舎を紹介するページを確保し、掲載すること。掲載に際し、取材・撮影を業者において行う。

イ) WEB メディア及び SNS を活用したプロモーション

WEB メディア及び SNS を活用し、旧遷喬尋常小学校校舎の魅力を掲載し、広く周知する。

ウ) 事業者の強みに基づくプロモーション（自由提案）

事業者独自のノウハウや専門性を活かしたプロモーションを提案すること。なお、提案にあたって本市の課題や今後の方向性を十分理解し提案すること。また、提案限度額の範囲内であれば具体的手法は自由とする。

5 成果物

下記の成果物を本市が指定する場所へ納品すること。詳細は、本市と十分に協議し、決定すること。

全体計画

実績報告 一式

6 成果品の著作権等

- (1) 成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、全て本市に帰属するものとし、本市が自由に加工、複製、インターネット掲載、増刷等を行い、公表できるものとする。
- (2) 成果品の編集・制作等のために使用した写真・イラスト・書体等は全て本市に供与し、その利用及び再編集は本市において自由に行えるものとする。
- (3) 本業務の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、受託者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。
- (4) 本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として受託者が代行すること。また、各許認可手続きに必要な手数料等の費用については、受託者が負担すること。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 管理業務

本業務の委託期間中、受託者は、本市と連絡調整を行う担当者を配置すること。本市と、全体計画に基づいた進捗報告や意見交換等を定期的に行い、議事録を作成すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。また本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本市の承諾を得ること。

(3) 守秘義務

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、本市の承認なしに他に漏らしてはならない。本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律に掲げる事項を遵守しなければならない。また、本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(4) 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権は以下に定めるところによる。

ア 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）

は発注者である市に無償で譲渡するものとする。

イ 受託者は、市の事前の回答を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 禁止事項

以下の事項を含む内容を制作・掲載（シェア・リツイートを含む）することは認めない。

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・ 違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ 単なる噂又は噂を助長させるもの
- ・ わいせつな内容又はその内容を含むホームページのリンク
- ・ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に関係するもの

- ・ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ 社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・ 消費者保護の観点から適切でないもの
- ・ 市又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの
- ・ 市のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・ 内容が著しく拙劣なもの
- ・ その他社会通念に照らして市が不適當と認めるもの

8 業務の履行場所、作業場所

真庭市久世ほか地内及び事業者の事務所

9 成果物納品場所

真庭市生活環境部スポーツ・文化振興課

〒719-3292 真庭市久世 2927-2

TEL0867-42-1178 FAX0867-42-1416

10 その他

本業務の実施について、社会一般に通常実施される項目は、本仕様書に記載のない事項であっても本業務の範囲とする。疑義が生じた場合は、本市と協議し指示を受けるものとする。